

長岡市立地適正化計画に係る届出制度について

令和5年3月改定

長岡市

長岡市立地適正化計画に係る届出制度について

目 次

1. 立地適正化計画の届出制度	1
2. 住宅の建築等に係る届出	2
(1) 対象区域	2
(2) 対象行為	2
(3) 届出時期	2
(4) 届出書等	3
3. 誘導施設の建築等に係る届出	4
(1) 対象区域	4
(2) 対象行為	4
(3) 届出時期	4
(4) 届出書等	5
(5) 都市機能誘導区域に維持・誘導する施設	6
4. 誘導施設の休廃止に係る届出	7
(1) 対象区域	7
(2) 対象行為	7
(3) 届出時期	7
(4) 届出書等	7
5. まちなか居住区域及び都市機能誘導区域	8
(1) 長岡都市計画区域	8
(2) 栃尾都市計画区域・川口都市計画区域	9
6. 留意事項	10
(1) 届出を怠った場合	10
(2) 届出に対する法的措置（罰則）	10
(3) 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明	10
7. 届出書様式・記載例	11
8. 根拠法令（都市再生特別措置法等）	26

1. 立地適正化計画の届出制度

立地適正化計画制度は、急速な人口減少と高齢化に対応するため、平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法を改正し、創設されました。

立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住や医療・社会福祉・商業等の都市機能を計画的な時間軸の中で誘導し、コンパクトなまちづくりと公共交通の再編との連携によって、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を図るため、市町村が策定する計画です。

また、市町村が立地適正化計画を策定・公表した際には、都市再生特別措置法の規定により、居住誘導区域（当市計画においては「まちなか居住区域」という。）以外において一定規模以上の住宅を整備する場合や都市機能誘導区域以外において誘導施設を整備する場合、都市機能誘導区域の誘導施設を休廃止する場合、その行為を行おうとする者は、行為に着手する日の 30 日前までに市町村に届出が必要となります。

《提出先》

長岡市都市整備部都市政策課

〒940-0062 長岡市大手通 2 丁目 6 番地フェニックス大手イースト

電話 0258-35-1122（代表）0258-39-2225（直通）

※ 届出制度は、「まちなか居住区域（居住誘導区域）以外における開発行為等」や「都市機能誘導区域以外における誘導施設の立地」、「都市機能誘導区域における誘導施設の休廃止」の動向を市町村が事前に把握するために、届出させていただくものです。

2. 住宅の建築等に係る届出（都市再生特別措置法第88条第1項）

（1）対象区域

都市計画区域内におけるまちなか居住区域以外の区域（8頁、9頁を参照）

※ 区域・敷地の全部又は一部がまちなか居住区域以外の場合が対象

（2）対象行為

【対象となる行為】

◇ 開発行為

- ・ 3戸以上の住宅地を造成する場合
- ・ 1戸又は2戸の住宅地を造成する場合で、その規模が1,000㎡以上

【例】《届出が必要なケース》
3戸の開発行為



《届出が不要なケース》
800㎡、2戸の開発行為



出典：国土交通省
「改正都市再生特別措置法等について」
(平成27年6月1日)を基に長岡市が作成

◇ 建築等行為

- ・ 3戸以上の住宅を新築する場合
- ・ 建築物を増改築又は用途変更して、3戸以上の住宅とする場合

【例】《届出が必要なケース》
3戸の建築行為



《届出が不要なケース》
1戸の建築行為



出典：国土交通省
「改正都市再生特別措置法等について」
(平成27年6月1日)を基に長岡市が作成

※ 住宅の定義は、建築基準法における住宅の取扱いによるものとします。

具体的には、戸建住宅、共同住宅、長屋に供する建築物等をいい、寄宿舎や有料老人ホーム、福祉ホーム等は含みません。

※ 建築物の一部に住宅に該当する部分を有する場合は、届出の対象とします。

※ 同じ届出者が、同じ時期に、連続した土地において、3戸以上の住宅地又は1,000㎡以上の住宅地を造成する場合や、3戸以上の住宅を建築する場合は、届出の対象とします。

（3）届出時期

開発行為等に着手する日の30日前まで

(4) 届出書等 (正本1部)

【開発行為の場合】

- ① 届出書・・・様式1
- ② 添付図書
 - ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺1, 000分の1以上)
 - ・設計図 (縮尺100分の1以上)
 - ・その他参考となる事項を記載した図書

【建築等行為の場合】

- ① 届出書・・・様式2
- ② 添付図書
 - ・敷地内における住宅の位置を表示する図面 (縮尺100分の1以上)
 - ・住宅の2面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺50分の1以上)
 - ・その他参考となる事項を記載した図書

【上記の届出内容を変更する場合】

- ① 届出書・・・様式3
- ② 添付図書 当初届出と同様

※ 届出書の様式は、12項～14頁のとおりです。

長岡市ホームページ (都市再生特別措置法に基づく事前届出制度) からダウンロードできます。

⇒ <http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate07/ricchi-tekisei.html>

3. 誘導施設の建築等に係る届出（都市再生特別措置法第108条第1項）

（1）対象区域

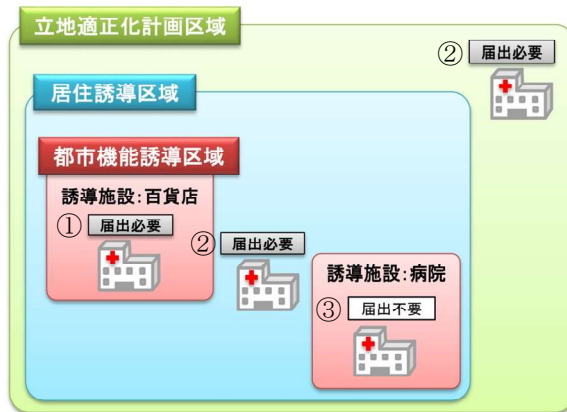
都市計画区域内における都市機能誘導区域以外の区域、又は誘導施設の位置付けが異なる都市機能誘導区域（8頁、9頁を参照）

※ 区域・敷地の全部又は一部が都市機能誘導区域以外の場合が対象

（2）対象行為

【対象となる行為】

- ◇ 開発行為
 - ・ 誘導施設の建築地を造成する場合
- ◇ 建築等行為
 - ・ 誘導施設を新築する場合
 - ・ 建築物を増改築又は用途変更して、誘導施設とする場合



【例】病院を建てる場合

≪届出が必要なケース≫

- ①百貨店を誘導施設に定めている都市機能誘導区域内での行為
- ②都市機能誘導区域以外の立地適正化計画区域（都市計画区域）での行為

≪届出が不要なケース≫

- ③病院を誘導施設に定めている都市機能誘導区域内での行為

出典：国土交通省「改正都市再生特別措置法について」（平成27年6月1日）を基に長岡市が作成

※ 対象となる誘導施設は、6頁のとおりです。

※ 都市再生特別措置法施行令第35条の規定により、誘導施設に該当する建築物で仮設のものは届出対象外となります。

（3）届出時期

開発行為等に着手する日の30日前まで

(4) 届出書等 (正本 1部)

【開発行為の場合】

- ① 届出書・・・様式 4
- ② 添付図書
 - ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺 1, 0 0 0 分の 1 以上)
 - ・設計図 (縮尺 1 0 0 分の 1 以上)
 - ・その他参考となる事項を記載した図書

【建築等行為の場合】

- ① 届出書・・・様式 5
- ② 添付図書
 - ・敷地内における誘導施設の位置を表示する図面 (縮尺 1 0 0 分の 1 以上)
 - ・誘導施設の 2 面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺 5 0 分の 1 以上)
 - ・その他参考となる事項を記載した図書

【上記の届出内容を変更する場合】

- ① 届出書・・・様式 6
- ② 添付図書 当初届出と同様

※ 届出書の様式は、15 項～17 頁のとおりです。

長岡市ホームページ (都市再生特別措置法に基づく事前届出制度) からダウンロードできます。

⇒ <http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate07/ricchi-tekisei.html>

(5) 都市機能誘導区域に維持・誘導する施設

種別	維持・誘導する機能		都心地区		地域拠点							備考		
			中心市街地・シビックコア地区	千秋が原・古正寺地区	宮内地区	川崎地区	中之島地域	越路地域	三島地域	与板地域	栃尾地域		川口地域	
医療	総合的な医療サービス（二次医療）を受けられる医療機関（総合病院）		医療法第4条の2に定める特定機能病院 医療法第4条に定める地域医療支援病院	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
	病院		医療法第1条の5に定める病院	●◇	—	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	
	診療所		医療法第1条の5に定める診療所	●◇	●◇	●◇	◇	●◇	●◇	●◇	●◇	●◇	◇	
社会福祉	高齢者及び障害者支援の拠点となる基幹的施設		※公共施設	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
子育て支援	子育てに関する相談や活動等の拠点となる基幹的施設		※公共施設	●	●	—	—	□	□	●	□	□	□	
商業	広域型商業施設（ショッピングセンターなど） ※店舗1棟当たりの床面積が10,000㎡超		食料品取扱店舗を含む商業施設	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
	地域型商業施設（総合スーパーマーケットなど） ※店舗1棟当たりの床面積が3,000㎡超～10,000㎡以下		食料品取扱店舗を含む商業施設	●	◇	●	●	—	—	—	—	—	—	
	近隣型商業施設（食料品店、ドラッグストアなど） ※店舗1棟当たりの床面積が500㎡以上～3,000㎡以下		食料品取扱店舗を含む商業施設	●	●	●	●	●	●	◇	◇	●	●	
金融	現金の引出・振込・預入が可能な金融機関（銀行本支店・出張所、郵便局など）		銀行法第2条に定める銀行、銀行法施行規則第8条に定める銀行出張所、信用金庫法に基づく信用金庫、中小企業等協働組合法第3条に基づく信用組合、株式会社商工組合中央金庫法第1条に定める商工組合中央金庫、日本郵便株式会社法第2条第4項に定める郵便局	●	●	●	◇	●	●	●	●	●	●	
教育・文化	広域から人が集まる	生涯学習の拠点となる施設	※公共施設	●*	●*	—	—	—	—	—	—	—	—	*地域住民のための機能も兼ねる
		図書館	※公共施設	●*	●*	—	—	—	—	—	—	—	—	*地域住民のための機能も兼ねる
		博物館・美術館	※公共施設	●*	●*	—	—	—	—	—	—	—	—	*地域住民のための機能も兼ねる
		文化会館・ホール	※公共施設	●*	●*	—	—	—	—	—	—	—	—	*地域住民のための機能も兼ねる
	地域住民のための	生涯学習の拠点となる施設	※公共施設	—	—	—	—	☆	●	●	□	●	●	
		図書館	※公共施設	—	—	—	—	☆	●*	●*	□	●	●*	*公民館等の図書室機能
		文化会館・ホール	※公共施設	—	—	—	—	☆	●*	●	□	●	●*	*公民館等のホール機能
健康増進	体育館		※公共施設	●	—	—	—	☆	—	●	□	●	—	
行政	市役所本庁舎		※公共施設	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	支所・行政サービス窓口		※公共施設	—	●	—	—	●	●	●	●	●	●	

●誘導施設として維持 ◇新たに機能を誘導 □既存機能を施設更新時に誘導 ☆既存機能が都市機能誘導区域の近くにあるため誘導施設として位置付けない —誘導施設として位置付けない

4. 誘導施設の休廃止に係る届出（都市再生特別措置法第108条の2第1

（1）対象区域

都市機能誘導区域（8頁、9頁を参照）

※ 区域・敷地の全部又は一部が都市機能誘導区域の場合が対象

（2）対象行為

誘導施設の休止、廃止

※ 対象となる誘導施設は、6頁のとおりです。

※ 都市再生特別措置法施行令第35条の規定により、誘導施設に該当する建築物で仮設のものは届出対象外となります。

（3）届出時期

休止又は廃止する日の30日前まで

（4）届出書等（正本1部）

① 届出書・・・様式7

② 添付図書

- ・当該誘導施設及び周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1，000分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図書

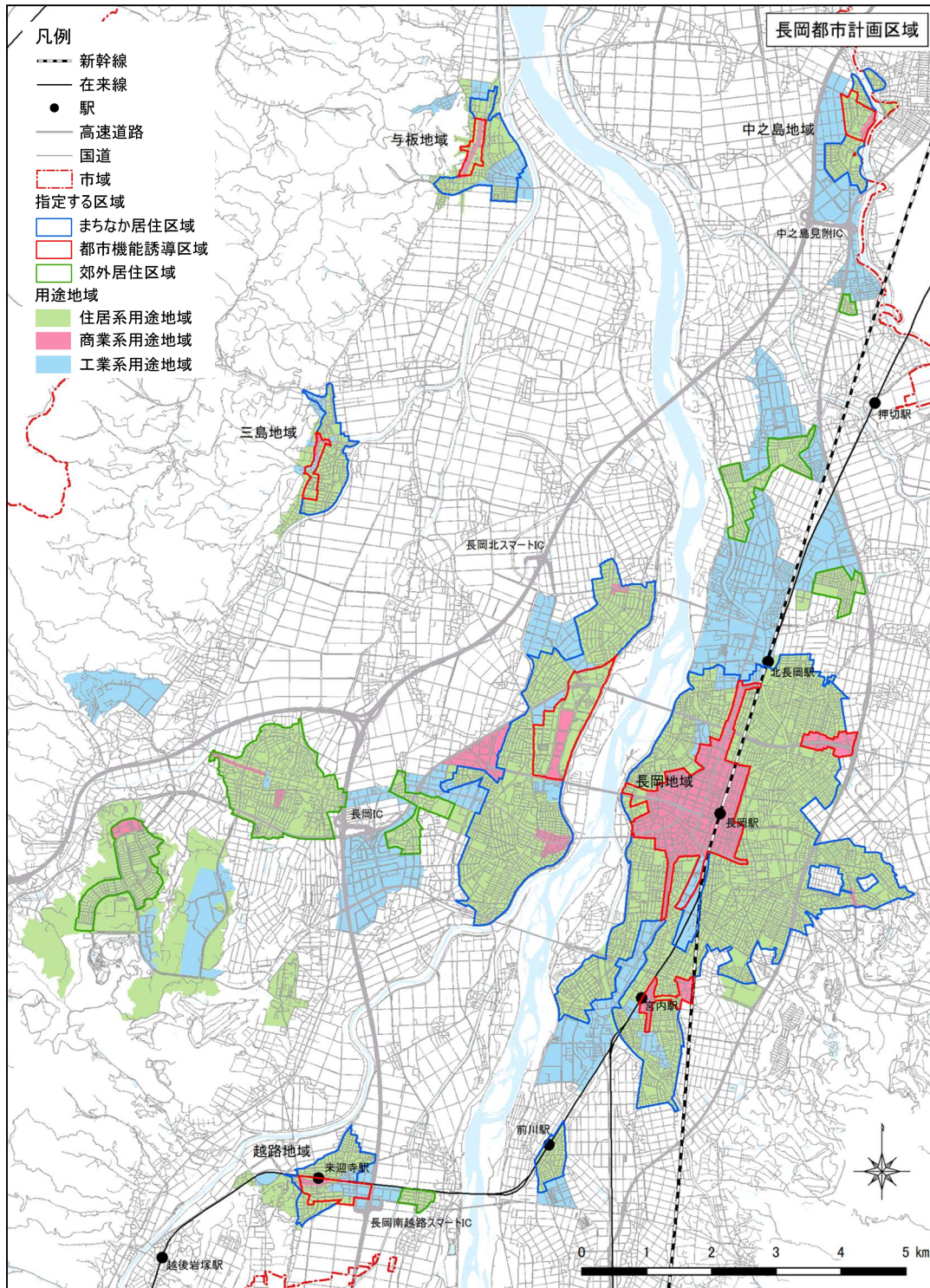
※ 届出書の様式は、18頁のとおりです。

長岡市ホームページ（都市再生特別措置法に基づく事前届出制度）からダウンロードできます。

⇒ <http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate07/ricchi-tekisei.html>

5. まちなか居住区域及び都市機能誘導区域

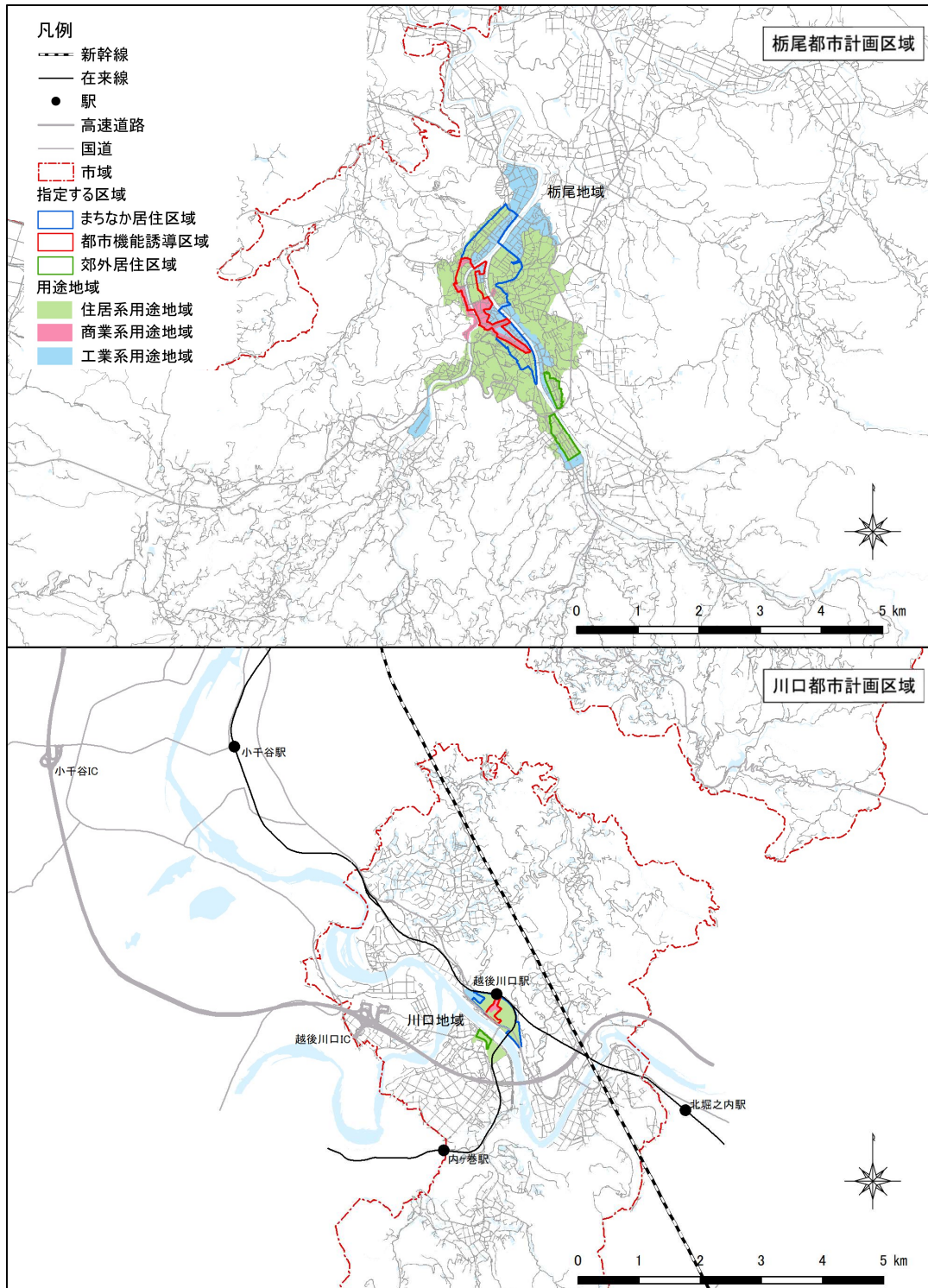
(1) 長岡都市計画区域



※ 区域の詳細図は、次の方法でご覧いただけます。

- ・ 長岡市ホームページ (都市再生特別措置法に基づく事前届出制度)
⇒ <http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate07/ricchi-tekisei.html>
- ・ 長岡市ホームページ (ながおか便利地図)
⇒ <http://www2.wagmap.jp/nagaoka/Portal>
- ・ 長岡市都市政策課窓口 (大手通2-6 フェニックス大手イースト)

(2) 栃尾都市計画区域・川口都市計画区域



※ 区域の詳細図は、次の方法でご覧いただけます。

- ・ 長岡市ホームページ（都市再生特別措置法に基づく事前届出制度）
⇒ <http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate07/ricchi-tekisei.html>
- ・ 長岡市ホームページ（ながおか便利地図）
⇒ <http://www2.wagmap.jp/nagaoka/Portal>
- ・ 長岡市都市政策課窓口（大手通2-6 フェニックス大手イースト）

6. 留意事項

(1) 届出を怠った場合

必要な届出をしていない場合は、長岡市が届出を催促することがあります。

(2) 届出に対する法的措置（罰則）

届出をしないで、又は虚偽の届出をして開発行為等を行った場合は、30万円以下の罰金に処することがあります（都市再生特別措置法第130条）。

なお、届出内容について修正や調整等が必要な場合には、指導・助言を行うことがあります。

(3) 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

届出義務に関する規定は、「宅地建物取引業法第35条 重要事項の説明等」の対象となります。

【住宅の建築等に係る届出書様式】

- ① 様式1（開発行為）
- ② 様式2（建築等行為）
- ③ 様式3（変更）

【誘導施設の建築等に係る届出書様式】

- ④ 様式4（開発行為）
- ⑤ 様式5（建築等行為）
- ⑥ 様式6（変更）

【誘導施設の休廃止に係る届出書様式】

- ⑦ 様式7（休廃止）

※ 届出書の様式は、長岡市ホームページ（都市再生特別措置法に基づく事前届出制度）からダウンロードできます。

⇒ <http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate07/ricchi-tekisei.html>

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 年 月 日

長岡市長 磯田 達伸 様

届出者 住 所 〒 —
氏 名

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる土地の地番	
	2 開発区域の面積	㎡
	3 住宅等の用途、戸数	戸
	4 工事の着手予定日	令和 年 月 日
	5 工事の完了予定日	令和 年 月 日
	6 その他必要な事項	

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 この届出の内容に変更が生じた場合は、都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、変更届出を行うこと。

届出代理人 住 所
 法人名 電話番号
 氏 名
 提出責任者

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 8 8 条第 1 項の規定に基づき、</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <input type="checkbox"/> 住宅等の新築 <input type="checkbox"/> 建築物を改築して住宅等とする行為 <input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 </td> <td style="width: 5%; border: none; text-align: center; vertical-align: middle;">} </td> <td style="width: 45%; border: none; vertical-align: middle;"> について、下記により届け出ます。 </td> </tr> </table> <p>令和 年 月 日</p> <p>長岡市長 磯田 達伸 様</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 〒 ー 氏 名</p>		<input type="checkbox"/> 住宅等の新築 <input type="checkbox"/> 建築物を改築して住宅等とする行為 <input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して住宅等とする行為	}	について、下記により届け出ます。
<input type="checkbox"/> 住宅等の新築 <input type="checkbox"/> 建築物を改築して住宅等とする行為 <input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して住宅等とする行為	}	について、下記により届け出ます。		
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の地番、地目及び面積	㎡			
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途、戸数	戸			
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途、戸数	戸			
4 その他必要な事項				
<p>注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。</p> <p>2 この届出の内容に変更が生じた場合は、都市再生特別措置法第 8 8 条第 2 項の規定に基づき、変更届出を行うこと。</p>				

届出代理人 住 所.....
 法人名..... 電話番号.....
 氏 名.....
 提出責任者.....

行為の変更届出書

令和 年 月 日

長岡市長 磯田 達伸 様

届出者 住 所 〒 _____
氏 名 _____

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

1 当初の届出日	令和 年 月 日
2 変更の内容	
3 変更部分に係る行為の着手予定日	令和 年 月 日
4 変更部分に係る行為の完了予定日	令和 年 月 日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
 3 この届出の内容に変更が生じた場合は、都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、変更届出を行うこと。

届出代理人 住 所 _____
 法人名 _____ 電話番号 _____
 氏 名 _____
 提出責任者 _____

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 年 月 日

長岡市長 磯田 達伸 様

届出者 住 所 〒 _____
氏 名 _____

開発行為の概要	1	開発区域に含まれる土地の地番	
	2	開発区域の面積	㎡
	3	建築物の用途	
	4	工事の着手予定日	令和 年 月 日
	5	工事の完了予定日	令和 年 月 日
	6	その他必要な事項	

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 この届出の内容に変更が生じた場合は、都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、変更届出を行うこと。

届出代理人 住 所 _____
 法人名 _____ 電話番号 _____
 氏 名 _____
 提出責任者 _____

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、</p> <p> <input type="checkbox"/> 誘導施設を有する建築物の新築 <input type="checkbox"/> 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 <input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 </p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>長岡市長 磯田 達伸 様</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 〒 _____ 氏 名 _____</p>	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の地番、地目及び面積	m ²
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	
<p>注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。</p> <p>2 この届出の内容に変更が生じた場合は、都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、変更届出を行うこと。</p>	

届出代理人 住 所 _____
 法人名 _____ 電話番号 _____
 氏 名 _____
 提出責任者 _____

行為の変更届出書

<p>令和 年 月 日</p> <p>長岡市長 磯田 達伸 様</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 〒 _____ 氏 名 _____</p> <p>都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。</p>	
1 当初の届出日	令和 年 月 日
2 変更の内容	
3 変更部分に係る行為の着手予定日	令和 年 月 日
4 変更部分に係る行為の完了予定日	令和 年 月 日
<p>注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。</p> <p>2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。</p> <p>3 この届出の内容に変更が生じた場合は、都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、変更届出を行うこと。</p>	

届出代理人 住 所 _____
 法人名 _____ 電話番号 _____
 氏 名 _____
 提出責任者 _____

誘導施設の休廃止届出書

<p>令和 年 月 日</p> <p>長岡市長 磯田 達伸 様</p> <p>届出者 住 所 〒 _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p>都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。</p>	
1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地	
2 休止（廃止）しようとする年月日	令和 年 月 日
3 休止しようとする場合にあっては、その期間	
4 休止（廃止）に伴う措置	
(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途	
(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項	
<p>注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。</p> <p>2 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。</p>	

届出代理人 住 所 _____

法人名 _____ 電話番号 _____

氏 名 _____

提出責任者 _____

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 5 年 7 月 1 日

長岡市長 磯田 達伸 様

行為に着手する 30 日前
までに記載・提出

- ・届出者が個人の場合は、住所、氏名、個人印（認印可）
- ・届出者が法人の場合は、所在地、法人名称、代表者氏名、代表者印
- ※複数の個人・法人で行う場合は、それぞれについて記載、押印（行の追加や別紙も可）

届出者 住 所 〒 9 4 0 - 0 0 0 0
長岡市大手通〇丁目〇番〇
氏 名 長岡 一郎

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる土地の地番	長岡市〇〇町字〇〇 1 番 1、1 番 2
	2 開発区域の面積	1, 0 0 0 m ²
	3 住宅等の用途、戸数	戸建住宅 1 戸
	4 工事の着手予定日	令和 5 年 8 月 1 日
	5 工事の完了予定日	令和 6 年 3 月 3 1 日
	6 その他必要な事項	

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 この届出の内容に変更が生じた場合は、都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、変更届出を行うこと。

届出代理人 住 所 長岡市大手通〇丁目〇番〇
法人名 電話番号 0258-00-0000
氏 名 長岡 一郎
提出責任者 長岡 一郎

届出内容に関するお問い合わせ等の連絡先を記載

様式 2 記載例

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法 いずれかを選択 規定に基づき、</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 住宅等の新築 <input type="checkbox"/> 建築物を改築して住宅等とする行為 <input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 </p> <p> } について、下記により届け出ます。 </p> <p> 行為に着手する30日前までに記載・提出 </p> <p> ・届出者が個人の場合は、住所、氏名、個人印（認印可） ・届出者が法人の場合は、所在地、法人名称、代表者氏名、代表者印 ※複数の個人・法人で行う場合は、それぞれについて記載、押印（行の追加や別紙も可） </p> <p>令和5年 7月 1日</p> <p>長岡市長 磯田 達伸 様</p>	
<p>届出者 住 所 〒940-0000 長岡市大手通〇丁目〇番〇</p> <p>氏 名 長岡 一郎 長岡 二郎</p>	
<p>1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の地番、地目及び面積</p>	<p>長岡市〇〇町〇丁目〇番〇 宅地 500㎡</p>
<p>2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途、戸数</p>	<p>共同住宅（アパート） 8戸</p>
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途、戸数</p>	<p>戸</p>
<p>4 その他必要な事項</p>	<p> 着手・完了予定日等を記載 </p> <p> 工事の着手予定日：令和5年8月1日 工事の完了予定日：令和6年3月31日 </p>
<p>注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。</p> <p>2 この届出の内容に変更が生じた場合は、都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、変更届出を行うこと。</p>	

届出代理人 住 所 長岡市大手通〇丁目〇番〇.....

法人名 株式会社〇〇〇 電話番号 0258-00-0000.....

氏 名 代表取締役社長 長岡 太郎.....

提出責任者 長岡 花子.....

届出内容に関するお問い合わせ等の連絡先を記載

様式3 記載例

行為の変更届出書

令和5年 8月 1日

長岡市長 磯田 達伸 様

行為に着手する30日前
までに記載・提出

- ・届出者が個人の場合は、住所、氏名、個人印（認印可）
- ・届出者が法人の場合は、所在地、法人名称、代表者氏名、代表者印
- ※複数の個人・法人で行う場合は、それぞれについて記載、押印（行の追加や別紙も可）

届出者 住 所 〒940-0000

長岡市大手通〇丁目〇番〇

氏 名 長岡 一郎

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

1 当初の届出日	令和5年 7月 1日
2 変更の内容	住宅等の用途、戸数の変更 【変更前】戸建住宅 1戸 【変更後】共同住宅（アパート） 8戸 工事着手予定日の変更 【変更前】令和5年8月1日 【変更後】令和5年9月1日
3 変更部分に係る行為の着手予定日	令和5年 9月 1日
4 変更部分に係る行為の完了予定日	令和6年 3月31日

- 注1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 3 この届出の内容に変更が生じた場合は、都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、変更届出を行うこと。

届出代理人 住 所 長岡市大手通〇丁目〇番〇

法人名

電話番号 0258-00-0000

氏 名 長岡 一郎

提出責任者 長岡 一郎

届出内容に関するお問い合わせ等の連絡先を記載

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

行為に着手する 30 日前
までに記載・提出

- ・届出者が個人の場合は、住所、氏名、個人印（認印可）
- ・届出者が法人の場合は、所在地、法人名称、代表者氏名、代表者印
- ※複数の個人・法人で行う場合は、それぞれについて記載、押印（行の追加や別紙も可）

令和 5 年 7 月 1 日

長岡市長 磯田 達伸 様

届出者 住 所 〒940-0000
長岡市大手通〇丁目〇番〇
株式会社〇〇〇
氏 名 代表取締役社長 長岡 太郎

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる土地の地番	長岡市〇〇町字〇〇1番1、1番2
	2 開発区域の面積	2,000㎡ 誘導施設であることが分かるように記載
	3 建築物の用途	商業施設（ドラッグストア） ※食料品取扱店舗を含む
	4 工事の着手予定日	令和5年 9月 1日
	5 工事の完了予定日	令和6年 3月 31日 誘導施設であることが分かるように用途以外で記載しなければならないことを記載
	6 その他必要な事項	床面積800㎡
注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。		
注2 この届出の内容に変更が生じた場合は、都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、変更届出を行うこと。		

届出代理人 住 所 長岡市大手通〇丁目〇番〇
法人名 株式会社〇〇〇 電話番号 0258-00-0000
氏 名 代表取締役社長 長岡 太郎
提出責任者 長岡 花子

届出内容に関するお問い合わせ等の連絡先を記載

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p style="text-align: center;">都市再生特別措置法 いずれかを選択 の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p><input type="checkbox"/> 誘導施設を有する建築物の新築</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為</p> <p><input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為</p> </div> <div style="width: 30%; font-size: 2em;">}</div> </div> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p>令和 5 年 7 月 1 日</p> <p style="border: 1px dashed red; padding: 2px; display: inline-block;">行為に着手する 30 日前までに記載・提出</p> <p>長岡市長 磯田 達伸 様</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・届出者が個人の場合は、住所、氏名、個人印（認印可） ・届出者が法人の場合は、所在地、法人名称、代表者氏名、代表者印 ※複数の個人・法人で行う場合は、それぞれについて記載、押印（行の追加や別紙も可） </div>	
<p>届出者 住 所 〒 9 4 0 - 0 0 0 0 長岡市大手通〇丁目〇番〇 株式会社〇〇〇</p> <p>氏 名 代表取締役社長 長岡 太郎</p>	
<p>1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の地番、地目及び面積</p>	<p style="text-align: right;">長岡市〇〇町〇丁目〇番〇 宅地 1, 0 0 0 m²</p>
<p>2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途</p>	<p style="border: 1px dashed red; padding: 2px; display: inline-block;">誘導施設であることが分かるように記載</p> <p style="text-align: right;">診療所（整形外科） ※医療法第 1 条の 5 に定める診療所</p>
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	<p style="border: 1px dashed red; padding: 2px; display: inline-block;">誘導施設であることが分かるように記載</p> <p style="text-align: right;">診療所（内科） ※医療法第 1 条の 5 に定める診療所</p>
<p>4 その他必要な事項</p>	<p style="border: 1px dashed red; padding: 2px; display: inline-block;">着手・完了予定日等を記載</p> <p style="text-align: right;">工事の着手予定日：令和 5 年 8 月 1 日 工事の完了予定日：令和 6 年 3 月 3 1 日</p>
<p>注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。</p> <p>2 この届出の内容に変更が生じた場合は、都市再生特別措置法第 1 0 8 条第 2 項の規定に基づき、変更届出を行うこと。</p>	

届出代理人 住 所 長岡市大手通〇丁目〇番〇
 法人名 株式会社〇〇〇 電話番号 0258-00-0000
 氏 名 代表取締役社長 長岡 太郎
 提出責任者 長岡 花子

届出内容に関するお問い合わせ等の連絡先を記載

様式 6 記載例

行為の変更届出書

令和 5 年 8 月 1 日

長岡市長 磯田 達伸 様

行為に着手する 30 日前
までに記載・提出

- ・届出者が個人の場合は、住所、氏名、個人印（認印可）
- ・届出者が法人の場合は、所在地、法人名称、代表者氏名、代表者印
- ※複数の個人・法人で行う場合は、それぞれについて記載、押印（行の追加や別紙も可）

届出者 住 所 〒 9 4 0 - 0 0 0 0

長岡市大手通〇丁目〇番〇

株式会社〇〇〇

氏 名 代表取締役社長 長岡 太郎

都市再生特別措置法第 1 0 8 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

1 当初の届出日	令和 5 年 7 月 1 日
2 変更の内容	<p>商業施設（ドラッグストア）床面積の変更</p> <p>【変更前】 8 0 0 m²</p> <p>【変更後】 1, 0 0 0 m²</p> <p>※ 食料品の取扱いに変更なし</p>
3 変更部分に係る行為の着手予定日	令和 5 年 9 月 1 日
4 変更部分に係る行為の完了予定日	令和 6 年 3 月 3 1 日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 3 この届出の内容に変更が生じた場合は、都市再生特別措置法第 1 0 8 条第 2 項の規定に基づき、変更届出を行うこと。

届出代理人 住 所 長岡市大手通〇丁目〇番〇
 法人名 株式会社〇〇〇 電話番号 0258-00-0000
 氏 名 代表取締役社長 長岡 太郎
 提出責任者 長岡 花子

届出内容に関するお問い合わせ等の連絡先を記載

誘導施設の休廃止届出書

令和5年 7月 ○日

長岡市長 磯田 達伸 様

休止又は廃止する30日前
までに記載・提出

・届出者が個人の場合は、住所、氏名、個人印（認印可）
・届出者が法人の場合は、所在地、法人名称、代表者氏名、代表者印
※複数の個人・法人で行う場合は、それぞれについて記載、押印（行の追加や別紙も可）

届出者 住 所 〒940-0000

長岡市大手通○丁目○番○

株式会社○○○

氏 名 代表取締役社長 長岡 太郎

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・**廃止**）について、下記により届け出ます。

いずれかを選択

1 休止（廃止）しようとする
設の名称、用途及び所在地

誘導施設であることが
分かるように記載

長岡ショッピングセンター
広域型商業施設
長岡市○○町○丁目○番○

2 休止（廃止）しようとする年月日

令和5年 9月 1日

3 休止しようとする場合にあって
は、その期間

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有
する建築物を使用する予定がある場
合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有
する建築物を使用する予定がない場
合、当該建築物の存置に関する事項

令和5年○月に除却

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

届出代理人 住 所 長岡市大手通○丁目○番○

法人名 株式会社○○○

電話番号 0258-00-0000

氏 名 代表取締役社長 長岡 太郎

提出責任者 長岡 花子

届出内容に関するお問い合わせ等
の連絡先を記載

8. 根拠法令（都市再生特別措置法等）

【まちなか居住区域以外における住宅の建築等に係る届出義務】

都市再生特別措置法（抜粋）

第八十八条 立地適正化計画の区域のうち当該立地適正化計画に記載された居住誘導区域外の区域内において、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）であって住宅その他の居住の用に供する建築物のうち市町村の条例で定めるもの（以下この条において「住宅等」という。）の建築の用に供する目的で行うもの（政令で定める戸数未滿の住宅の建築の用に供する目的で行うものにあつては、その規模が政令で定める規模※1以上のものに限る。）又は住宅等を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為（当該政令で定める戸数未滿の住宅に係るものを除く。）を行おうとする者は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの※2
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 四 その他市町村の条例で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

都市再生特別措置法施行令（抜粋）

※1 政令で定める戸数・規模

（建築等の届出の対象となる住宅の戸数等の要件）

第二十六条 法第八十八条第一項の政令で定める戸数は、三戸とする。

2 法第八十八条第一項の政令で定める規模は、〇・一ヘクタールとする。

※2 軽易な行為その他の行為で政令に定めるもの

（建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為）

第二十七条 法第八十八条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- 二 前号の住宅等の新築
- 三 建築物を改築し、又はその用途を変更して第一号の住宅等とする行為

【都市機能誘導区域以外における誘導施設の建築等に係る届出義務】

都市再生特別措置法（抜粋）

第百八条 立地適正化計画の区域内において、当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為又は当該誘導施設を有する建築物を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該誘導施設を有する建築物とする行為を行おうとする者（当該誘導施設の立地を誘導するものとして当該立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内においてこれらの行為を行おうとする者を除く。）は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの※3
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
 - 四 その他市町村の条例で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

都市再生特別措置法施行令（抜粋）

※3 軽易な行為その他の行為で政令に定めるもの
(建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為)

第三十五条 法第百八条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のもの建築の用に供する目的で行う開発行為
- 二 前号の誘導施設を有する建築物で仮設のもの新築
- 三 建築物を改築し、又はその用途を変更して第一号の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為

【都市機能誘導区域における誘導施設の休廃止に係る届出義務】

都市再生特別措置法（抜粋）

第百八条の二 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内において、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止し、又は廃止しようとする者は、休止し、又は廃止しようとする日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

平成30年7月15日更新
都市再生特別措置法第108条の2第1項
「誘導施設の休廃止の届出」を追加、運用開始

令和3年4月1日更新
届出書の届出者の押印を省略

長岡市立地適正化計画に係る届出制度について

平成29年3月

令和5年3月改定

問い合わせ先 長岡市都市整備部都市政策課
〒940-0062 長岡市大手通2丁目6番地
フェニックス大手イースト
電 話 0258-35-1122 (代表)
0258-39-2225 (直通)
F A X 0258-39-2270
E-mail toshisei@city.nagaoka.lg.jp